

1. 第7回口頭弁論

- ・2月26日（月）11時～11時30分
- ・奈良地裁101大法廷、裁判官：木太伸広氏
- ・原告弁護団 佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、星 雄介、山下悠太、今治修平 各弁護士
- ・被告NHK弁護団 5名
- ・原告席 着席者5名、傍聴者61名
- ・他府県からの傍聴参加：大阪、京都、兵庫、滋賀、愛知
- ・冒頭裁判官による、原告弁護団及び被告弁護団との確認
原告は、確認訴訟・慰謝料請求について今後追加の準備書面を出す。被告はこれを観て次回認否をする。
被告側は今回口頭弁論をしない。
- ・原告弁護団白井弁護士意見陳述
昨年12月6日の最高裁大法廷判決を踏まえ、意見陳述を行った（準備書面（十））。
最高裁判決は、放送の意義について、憲法21条の表現の自由の保障の下国民の知る権利を充足し、健全な民主主義の発展に寄与し国民に広く普及されるべきものであるとした。その上で、公共放送NHKの財政的基盤を受信設備設置者との受信契約締結により確保することを認めた。従って、契約に際しては、NHKは受信機設置者に対して、放送法4条1項や国内番組基準を遵守した内容の放送を行うことは当然の合意事項であり、NHKが負っている法的義務であると陳述した。
- ・裁判官と被告弁護団との議論
裁判官からの、原告への反論などについての問いかけに対し、被告は、「必要最小限度」の反論、「原告の憲法論」への反論、「12月6日最高裁判決後に出される予定の原告側主張の補充」に対する反論をすると回答。また、裁判官から「原告からの確認の利益の議論」に反論するように要請された。
- ・裁判官と原告弁護団との議論
裁判官から、理論上は提訴前の具体的な（被告の）債務履行の違反によって慰謝料請求が発生するという理解なので、提訴後の債務不履行（放送法違反）を論じることに疑問が提示された。
弁護団は、この指摘を踏まえて損害論・慰謝料請求のところはさらに整理すると回答した。
- ・次回口頭弁論期日は2018年2月26日（月）11時～と決定。

2. 裁判報告会

- ・12月4日11時30分～11時45分、参加者65名
- ・県教育会館4F大会議室
- ・佐藤真理弁護団長報告
 - ① 今回かなりまとまった準備書面を出した。
 - ② NHKはぞんざいな対応をしている。「少なくとも」とか「最小限度反論」とか言って、そのような準備書面を出してとどめたいと思っているようだ。
 - ③ 裁判官の発言で気になるのは、盛んに訴えの却下論を被告に促しており、「原告の訴え

の利益がない」という所に逃げたい様子うかがわれる。

- ④ 12月6日最高裁判決があり注目されているが、これを受けて主張の補充をすることになる。
- ⑤ 原告弁護団として損害論の補充をしなければならない。
- ⑥ 原告の皆さんにNHKへの思い・受信料のあり方などについて、アンケートをしてもらったが、回収率35%だった。もう少し増やしたいので協力をお願いしたい。
- ⑦ そろそろ、我々の主張もあと1回ぐらいで骨格は終わる。今後は原告の法廷証言、学者の証人尋問を求めている。秋頃に判決という事になるかもしれない。今大事な局面になってきている。

3. 安藤昌司弁護士講演

- ・12月4日11時45分～12時30分、参加者65名
- ・タイトル:「メディアと権力について思うこと」

- (1) 最近の権力側の横暴・暴走の事例をいくつか紹介し、どうしてこんなことになっているのか、これを誰が止めるのかと問題提起。
 - ・今次総選挙での自民党の公職選挙法違反(選挙当日新聞広告)、
・伊藤詩織さん準強姦事件(逮捕直前に逮捕執行にストップがかけられた)、
・麻生副総理発言(ナチスの手口を見習ったらどうか)、
加計、森友疑惑隠し、
・トランプ大統領横田基地からの入国(安保条約による治外法権) など。
- (2) 三権分立による行政権へのチェックが機能しているか、憲法による規制が正当に機能しているか。
 - ① 立法権の問題
・議院内閣制、
・小選挙区比例代表制(民意が反映されない)、
・解散権の所在(首相の専権事項なのか?)、
・政権の国会軽視
 - ② 司法権の問題
・司法消極主義
・統治行為論
(これまでの裁判事例:[恵庭事件]、[長沼事件第一審]、[砂川事件最高裁判決]、[議員定数不均衡訴訟]、[自衛隊イラク派遣差し止め請求訴訟]、など)
 - ・当然の法理(外国籍の弁護士は調停委員になれないなど)
 - ・裁判所は、既存の秩序を守ろうという結論が先にあって、そこに向けて理屈を組み立てていく。
- (3) メディアはどうか
 - ① 産経新聞、読売新聞に見られる政権擁護、政権癒着
 - ② 政権による干渉・介入:
・自民党からの個別番組の内容を理由とした呼び出し(NHK, テレビ朝日)、
・自民党勉強会での広告出稿削減によるメディア規制発言
- (4) 何が出来るか
 - ① 個人として:マイナンバー制度への拒否、
・ミサイル避難訓練に協力しない、
 - ② 裁判所に対して:
・安保法制違憲訴訟に協力、
・NHK放送法遵守義務確認訴訟支援
 - ③ メディアに対して:
・NHKに放送内容などに対する苦情、要請などを大量に発信
・健全なジャーナリズムを応援(週間金曜日)
 - ④ 政党に対して:日本共産党、立憲民主党支援

最後に、「まずは今ある憲法をちゃんと守ってからいえ」

以上